

慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	序
Sub Title	
Author	山田, 辰雄(Yamada, Tatsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1996
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.69, No.2 (1996. 2) ,p.5- 8
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	宮澤浩一教授退職記念号
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19960228-0005

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

序

宮澤浩一先生が法学部助手に就任されたのは、一九五五年四月のことである。先生は、以後一貫して刑事法学の研究と教育に従事されてきた。それ以来実に四一年の歳月が流れたことになる。しかし、私が助手時代に接した学者としての端正で、瑞々しい先生の姿は今も変わりが無い。

国の内外を問わず、宮澤浩一先生が刑事法学研究の第一人者であることは、万人の認めるところである。本書に付せられた膨大な研究業績はそのことを物語っている。偉大な学者からほとばしり出る学問的情熱は止まるところを知らない。先生の研究は極めて広範囲に及ぶ。

宮澤浩一先生の刑法学の分野における主要な研究成果は、『刑法の思考と論理』、『現代社会相と内外刑法思潮』の二冊の大著のなかに収められている。先生は、犯罪学・刑事政策学の分野でも多くの著作を発表し、我が国の研究を世界的水準に引き上げることに貢献された。これらの分野に加えて、宮澤先生がもっとも大きな学問的貢献をされたのは、被害者学の開拓と構築である。博士論文を公刊された『被害者学の基礎理論』をはじめとしてこの分野に関するおびただしい数の著作を巻末の目録のなかに発見することができる。日頃から私は、先生が文献目録を抱え、また

自ら複写機の前で文献のコピーを作成されているところを見てきた。先生は基礎資料を大切にされる学者であり、自らもその収集と編集に多くの努力を傾けられてきた。このような努力は、ドイツ、オーストリア、スイス、日本などの比較刑法学の文献の翻訳と編集のなかに結集している。

宮澤浩一先生は国内におとらず国際的学術活動においても極めて大きな貢献をされた。今日の国際的学術活動で必要とされていることは、海外の情報の受信よりも、自らの研究成果の発信にある。その前提には、研究それ自体が独創性をもっていることである。先生は、キューネ教授と協力して、『日本の少年法および関連法令』、『日本における犯罪と犯罪対策』、『日本とドイツの比較でみた刑法の新展開』などの著作を編まれ、ヨーロッパの学界に大きな影響を与えられた。先生の研究は、日本の問題を扱いながら、それを日本の特殊な問題としてではなく、より普遍的なものとして提示されたがゆえに、これだけの国際的尊敬を受けられたのである。国際学会の主催、講演、報告に関する先生の活動は枚挙にいとまない。これまでの宮澤先生の国際的学術活動の舞台はヨーロッパにあったが、近年先生の関心はアジアにも向けられつつある。アジア研究者として私は、先生がこの学問的広がりに興味を感じるとともに、敬服する次第である。

以上に述べてきたことからわかるように、宮澤浩一先生の研究は重厚にして広範囲にわたるものである。しかし、これらの研究は単に研究室のなかのものではなく、非常に強い社会的問題意識によって動機づけられていた。先生の被害者学の成果は一九八〇年の「犯罪被害者等給付金支給法」に十分取り入れられたし、「フォート・コピーと文書偽造罪」と題する長大な論文はこの問題に関する最高裁の判例に影響を与えた。そのようなわけで、先生は法制審議会各種委員、司法試験考査委員、矯正保護審議会委員など、司法行政に係わる多くの役職を歴任された。

宮澤浩一先生は、優れた研究に基づき学会の指導的要職に就き、多くの榮譽を受けられた。世界被害者学会会長（現在、副会長）、国際犯罪学会副会長、日本被害者学会理事長、日本刑法学会理事などはその一部である。西ドイツテュ

ーピングン大学、ザール大学から授与された名誉博士号、西ドイツ政府のドイツ連邦共和国一等功労十字章、世界的に顕著な活躍をした刑事政策家に贈られる「ベッカーリア・メダル」、さらには本塾の福沢賞などは、先生の優れた業績を顕彰するものである。しかし、先生にとってこれらの榮譽は何であったのであろうか。先生が今日においても研究に注がれている情熱を見ると、それらは結果であって、先生の今後の研究生活を左右するものでないことがわかる。

私も法学部教員になってからすでに三〇年が過ぎた。この間、宮沢先生ほど心から法学部の学問の発展を願い、怠惰を憂い、後輩を叱咤激励された先輩を見たことがない。その意味で、先生を厳しいと感じた人はいるのであろう。教授会の終わったあとの立ち話で、また教員談話室の会話で先生は度々学問的怠惰に対する怒りを表明されることがあった。幸いなことに、私は先生の厳しさを知りつつも、先生の怒りに共鳴することができた。これは相性というものである。私は、先生のような言葉に励まされこそすれ、叱咤されたと感じたことは一度もない。私には先生が満足するに値する研究を行ったという自惚れは毛頭ない。先生に対し今日私が尊敬と親しみを持ち続けることができるのは、この相性によるものかもしれないし、あるいは先生の研究領域が私のそれと遠く離れているために直接衝突することがなかったせいかもしれない。しかしいずれにせよ、ひとたび学問上の信頼関係ができると、宮澤先生は心優しい方である。去る一月一八日の先生の最終講義に私はかつてヨーロッパのお土産としていただいた濃紺に水玉のあるネクタイをしめて出席した。

この最終講義は感銘深いものであった。広範な問題に及んだ先生の講義のねらいは刑事法学の今後の課題を語ることにあった、と私は理解している。それは先生自らに課せられたものであるとともに、あるいはそれ以上にわれわれに残された課題であった。法学部はいま新しい世紀に向けて学問の革新に直面している。宮澤浩一先生はいま法学部を去られようとしているが、この困難な時代において現役の学者としてわれわれをご指導下さるようお願いする次第

である。

一九九六年二月

法学部長

山田辰雄